

大館労働基準監督署発表
令和4年12月26日

【照会先】
大館労働基準監督署
署長 田村 功悦
安全衛生課長 舘岡 孝弘
(電話) 0186-42-4033

報道関係者 各位

【大館監督署】～降雪期の転倒災害防止について～

当署管内（大館市、北秋田市、鹿角市、小坂町及び上小阿仁村）における「転倒災害」の発生状況は、近年増減を繰り返し、昨年は全産業（休業4日以上）の28.0%を占め、「事故の型別」では最も多く、降雪期に多発しています。

秋田労働局及び県内各監督署では、今冬における転倒災害防止対策の一環として、令和4年12月1日から令和5年2月28日までを期間とし、転倒災害防止キャンペーンを実施しているほか、「転倒防止新聞」やポスター（資料1）を作成し、管内事業場に広く配布するとともに、秋田労働局ホームページに「雪と労働災害～転倒災害を防ぎましょう！」（YouTube 動画）、転倒災害防止用【注意表示版】、転倒災害防止に係る各種資料を掲載する等により、凍結路面等による転倒災害防止の取り組みを呼び掛けています。

また、大館監督署では、特に転倒災害が多発傾向にある小売業及び社会福祉施設に対して、文書により転倒災害防止対策への取り組みを要請する予定としています。

【降雪期における転倒災害の特徴（当署管内）】

- ・ 業種別（H28～R3）では、商業が25.5%と最も多く、次いで、保健衛生業が24.3%、製造業が17.1%等の順となっています。（別紙1・図表4）
- ・ 月別（H28～R3）では、**降雪期に約6割（58.3%）発生**している状況となっています。（別紙1・図表6）
- ・ 発生場所（H31～R3）は、屋外が74.0%と最も多く、屋内が26.0%となっており、そのうち、雪又は凍結路面等が起因した転倒災害の発生場所は、**事業場内通路（歩行中）が38.8%と最も多く、次いで、事業場内駐車場（車周辺）が35.8%、事業場外（道路）が16.4%、建屋出入口（段差・スロープ）が9.0%**の順となっています。（別紙2・図表7、8）
- ・ 発生時間帯（H31～R3）では、8時、9時帯が各13.5%と最も多く、次いで、7時帯が12.5%、11時帯が6.3%等の順となっています。（別紙3・図表9）
- ・ 被災者の年齢別（H31～R3）では、60歳以上が39.6%と最も多く、次いで、50歳代が29.2%と、**50歳以上の労働者の占める割合が約7割（68.8%）**となっています。（別紙4・図表10）
- ・ 被災程度別（H31～R3）では、**休業1月以上3月未満が54.2%と最も多く**、次いで、2週以上1月未満が26.0%となっており、**一度発生すると、長期休業を要する傾向**を示しています。（別紙4・図表11）

【転倒災害防止対策】（資料1～5）

転倒災害防止対策として、以下の内容に係る取り組みの検討や実施をお願いします。

- ・ 転倒災害防止の5Sの推進（整理・整頓・清掃・清潔・照明）
- ・ 屋外通路の除雪、融雪剤の散布による凍結防止
- ・ 転倒危険場所への注意表示（見える化）、通路等の段差の解消による転倒災害防止
- ・ 人感センサーで点灯する照明器具の設置による照度の確保
- ・ 労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場

添付資料等

- 別紙 1 転倒災害の発生状況
- 別紙 2 降雪期の転倒災害・発生場所
- 別紙 3 降雪期の転倒災害・時間別発生件数
- 別紙 4 降雪期の転倒災害・年齢別及び程度別

- 資料 1 転倒防止新聞、転倒災害防止ポスター
- 資料 2 転倒災害防止リーフレット
- 資料 3 S T O P ! 転倒災害 3 つの転倒予防
- 資料 4 転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう
- 資料 5 エイジフレンドリーガイドライン

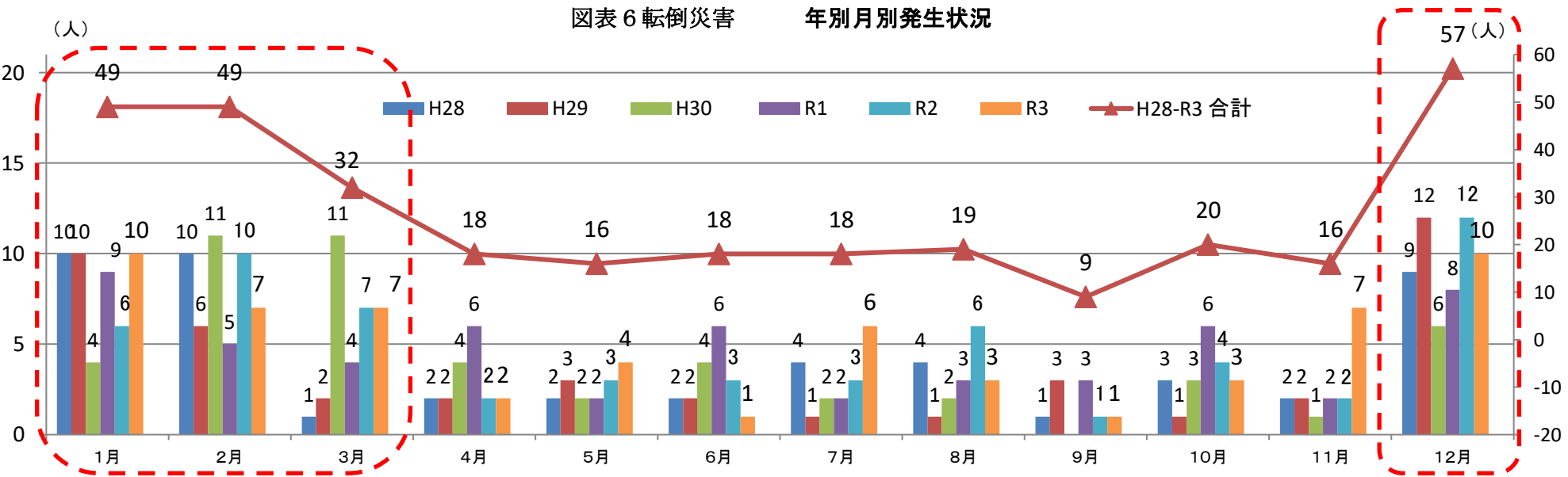
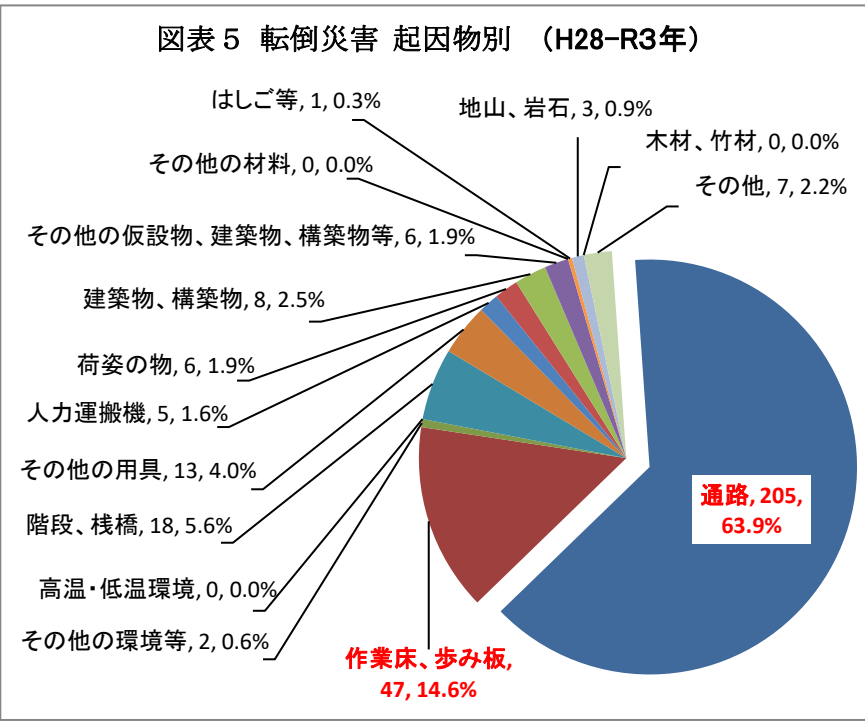
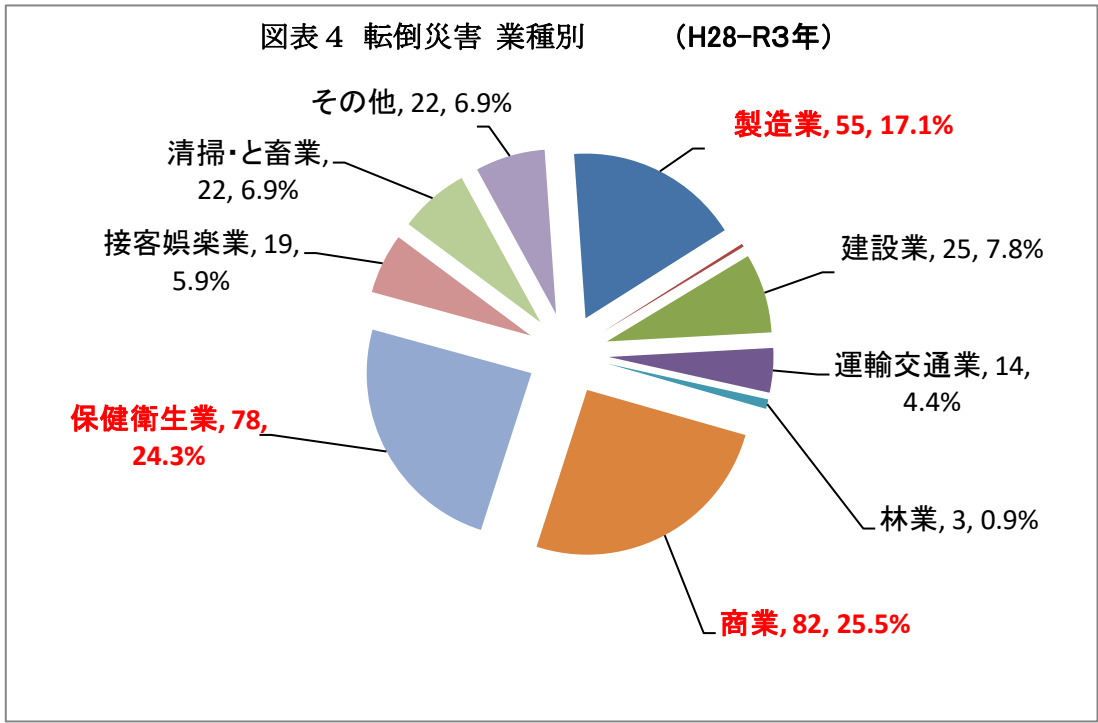
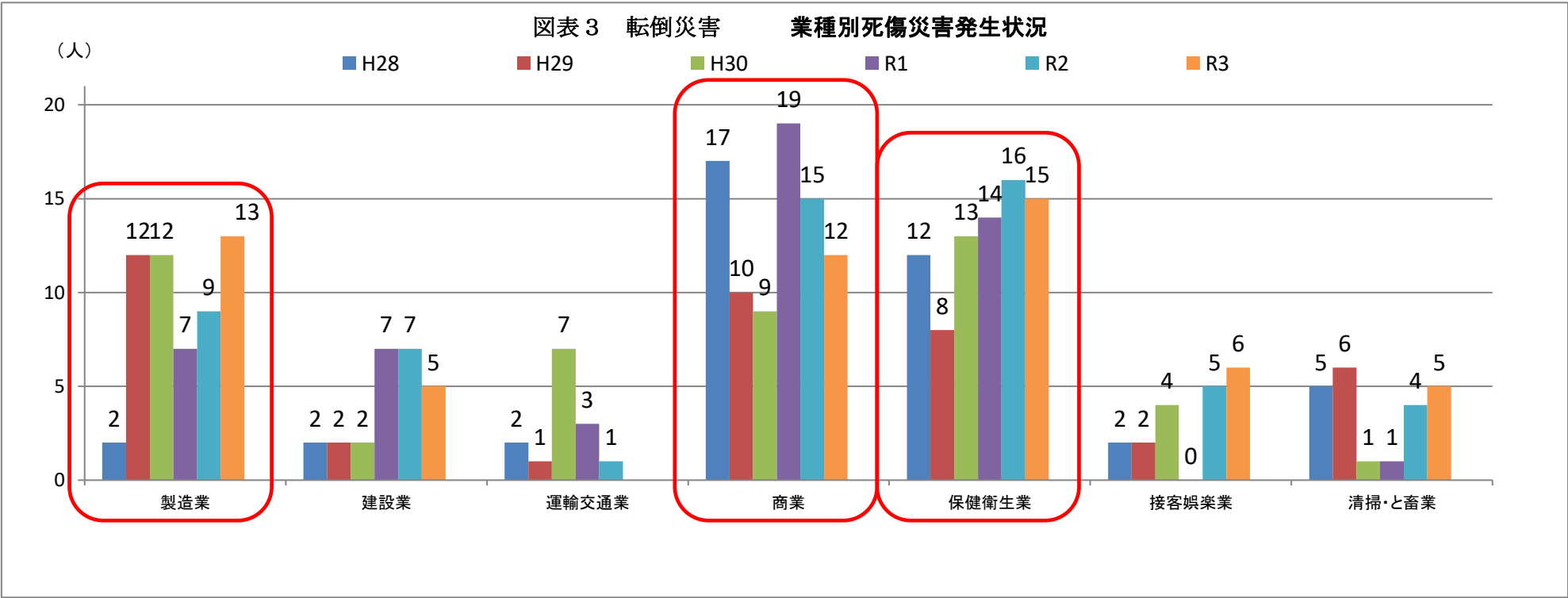
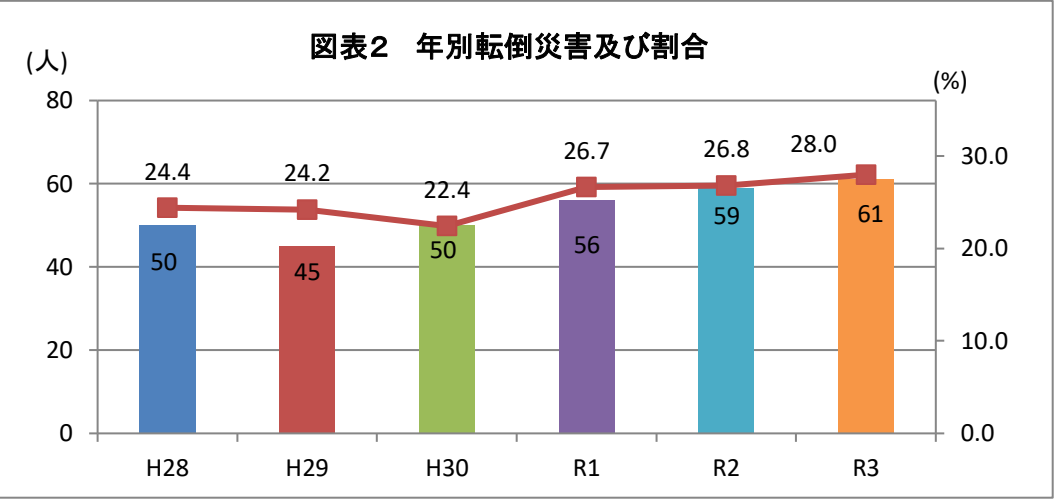
転倒災害の発生状況

(被災者数は、労働者死傷病報告（休業４日以上）を集計したもの。)

大館労働準監督署

図表１ 転倒災害業種別（大分類）災害発生状況

転倒災害	業種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	28～3
	製造業	2	12	12	7	9	13	55
	鉱業				1			1
	建設業	2	2	2	7	7	5	25
	運輸交通業	2	1	7	3	1		14
	林業	2			1			3
	商業	17	10	9	19	15	12	82
	保健衛生業	12	8	13	14	16	15	78
	接客娯楽業	2	2	4	0	5	6	19
	清掃・と畜業	5	6	1	1	4	5	22
	その他	6	4	2	3	2	5	22
	小計	50	45	50	56	59	61	321
	割合（％）	24.4	24.2	22.4	26.7	26.8	28.0	25.4
	全事故の型	205	186	223	210	220	218	1,262

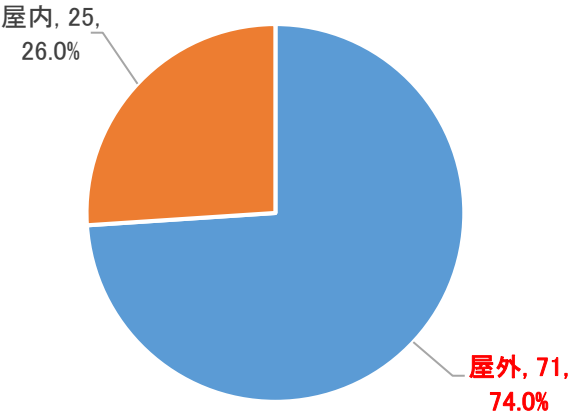


降雪期の転倒災害・発生場所

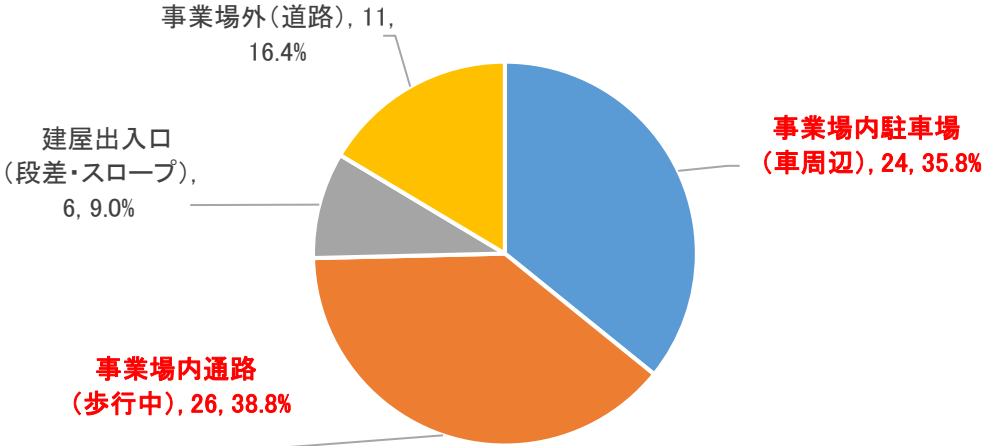
大館労働基準監督署

年	屋外	屋内	合計	屋外の内、雪又は凍結等が起因	内 訳			
					事業場内駐車場 (車周辺)	事業場内通路 (歩行中)	建屋出入口 (段差・スロープ)	事業場外（道路）
R 3	27	9	36	25	6	11	2	6
R 2	23	11	34	22	12	8	1	1
R 1	21	5	26	20	6	7	3	4
合計	71	25	96	67	24	26	6	11

図表7 降雪期転倒災害 発生場所別(R1～R3 大館署)



図表8 降雪期転倒災害のうち雪又は凍結等が起因(R1～R3 大館署)

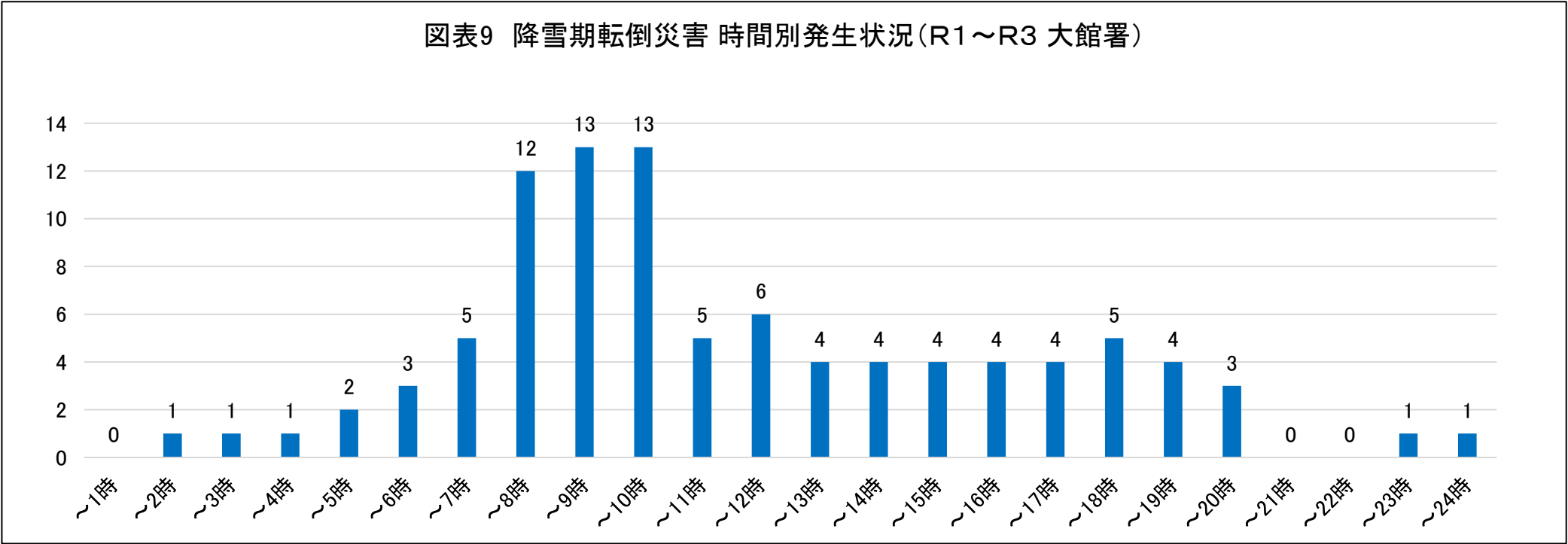


降雪期の転倒災害・時間別発生件数

大館労働基準監督署

	～1時	～2時	～3時	～4時	～5時	～6時	～7時	～8時	～9時	～10時	～11時	～12時	～13時	～14時	～15時	～16時	～17時	～18時	～19時	～20時	～21時	～22時	～23時	～24時	合計
R 3		1	1		1		1	3	6	4	2	2	1	2	1	1	3	3	2	1			1		36
R 2						2	2	5	5	6	1	3			3	1	1	2	2	1					34
R 1				1	1	1	2	4	2	3	2	1	3	2		2				1				1	26
合計	0	1	1	1	2	3	5	12	13	13	5	6	4	4	4	4	4	5	4	3	0	0	1	1	96

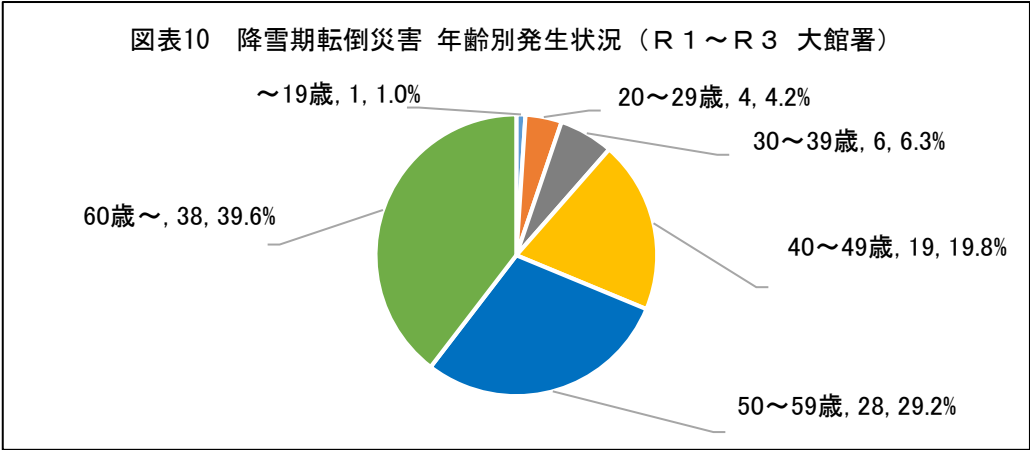
図表9 降雪期転倒災害 時間別発生状況(R1～R3 大館署)



降雪期の転倒災害・年齢別

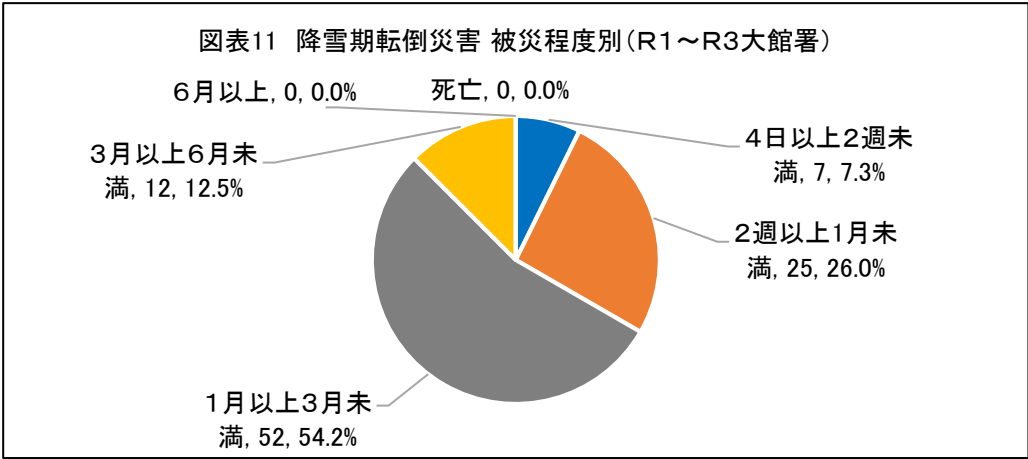
大館労働基準監督署

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
R 3		2	1	7	7	19	36
R 2	0	1	1	9	10	13	34
R 1	1	1	4	3	11	6	26
合計	1	4	6	19	28	38	96



降雪期の転倒災害・程度別

	4日 以上 2週未 満	2週 以上 1月未 満	1月 以上 3月未 満	3月 以上 6月未 満	6月 以上	死亡	計
R 3	1	8	21	6	0	0	36
R 2	3	12	17	2	0	0	34
R 1	3	5	14	4	0	0	26
合計	7	25	52	12	0	0	96



転倒防止新聞

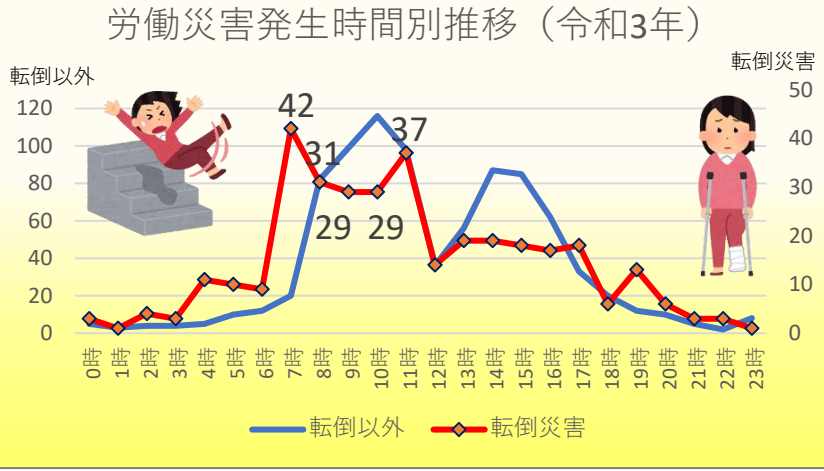
発行：2022.11
秋田労働局
健康安全課
秋田市山王7-1-3
Tel.018-862-6683
Vol.4

転倒災害は7時から11時に集中!!

秋田県内における令和3年の転倒災害による負傷者数は346人となり、過去の統計において把握している中で最多となりました。

特に令和3年12月から4年3月までにおける冬期間での路面凍結等による転倒災害が多発し、秋田県内では158人が転倒により休業4日以上を負傷をしました。

出勤時 要注意の午前7時 要警戒



出勤直後は要注意

上のグラフは、転倒災害と転倒災害以外の労働災害の発生時間を表した推移グラフになります。転倒災害以外の労働災害は10時や14時頃に発生している状況がグラフから見えますが、転倒災害は圧倒的に午前中の7時から11時の間に多発しており、特に1日の中でも7時台は最も多く転倒災害が発生しております。会社の駐車場から建物までの移動中に転倒するケースが目立っており、車を降りた直後や、除雪車による除雪後のツルツルした通路により転倒しています。

屋外の転倒防止対策は難しい面もあり、特に冬期間は除雪の実施、危険箇所への注意表示及び融雪剤の散布など、出来る対策を継続して実施するようお願いいたします。

これは、令和3年12月中旬にまとまった降雪が根雪となり、令和4年3月まで積雪のある状態が続いたことや、周期的にまとまった降雪が続いたことから、転倒災害が増加したものです。

安全第一 グリーンクロス君 ~5Sの5番目は...?の巻



転んでもケガをしにくい身体づくり
転倒災害において20歳代と、50歳以上の方が同じように転んだ場合、20歳代は打身程度で済むものも、50歳以上の方は骨折によって休業災害となる場合があります。加齢により、瞬発力・反射神経・骨密度などの低下によりケガのしやすい状態となっています。

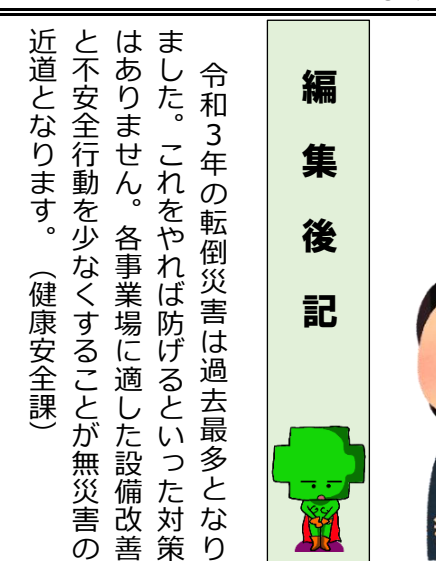
このようことから、転倒してもケガをしにくい体力作りも、転倒災害によるケガの防止対策にもなります。また、転倒防止体操を実施している場合と、実施していない場合のケガの発生率も大きく変わることが分かっています。体幹や基礎体力を鍛えて転んでもケガをしにくい体力作りに取り組みましょう。

また、厚生労働省において進める「転倒防止プロジェクト」内において「転倒・腰痛予防！いきいき健康体操」を紹介しています。約4分間のYouTube動画になります。体操は足腰の筋力などが鍛えられ継続した取組が効果的です。



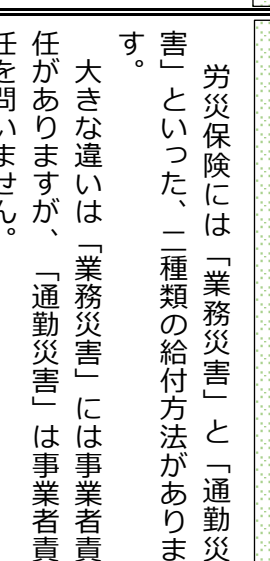
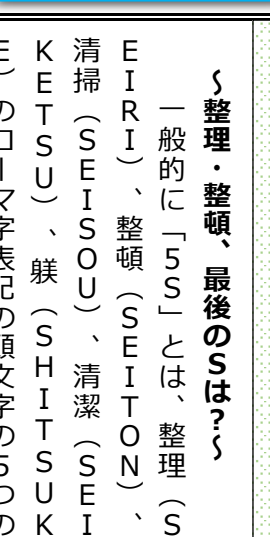
「転倒防止には「5Sを推進」
整理・整頓、最後のSは？」
一般的に「5S」とは、整理（SEIRI）、整頓（SEITON）、清掃（SEISO）、躰（SHITSUKU）のローマ字表記の頭文字の5つの「S」から、職場環境の維持改善を保つための安全衛生活動として取り組まれています。

しかし、転倒災害防止の5Sは整理（SEIRI）、整頓（SEITON）、清掃（SEISO）、躰（SHITSUKU）の4番目までは同じですが、5番目の「S」に照明（SYOUMEI）を推進することにより、作業環境における照度の確保を実施することで、段差やくぼみ箇所・水や油でぬれている箇所等を事前に確認して転倒防止につなげることが出来ます。東日本大震災以降、節電が推奨される状況が続いていますが、作業場所や通路での適切な照度の確保は転倒防止対策に非常に有効です。特に人感センサー付きの照明は節電にもつながりますので、転倒防止対策として必要な場所への照明や照度の確保をお願いいたします。



業務災害と通勤災害の違い
労災保険には「業務災害」と「通勤災害」といった、二種類の給付方法があります。大きな違いは「業務災害」には事業者責任がありますが、「通勤災害」は事業者責任を問いません。労災保険の取り扱いとして、会社敷地内での災害は、業務中といった取り扱いとなるため「業務上災害」となり、タイムカードを押す前や作業開始前であっても、敷地内における駐車場や通路での転倒災害は業務上災害となります。

転倒災害の発生場所として、自家用車から降りた直後や、建物から外に出た直後など歩行環境が変化した場合や、通路など踏み固められた場所が凍結するなどして転倒する事例が多くなっております。事業者責任がある以上、屋外への照明の設置や、通路の確保及び整備は事業者が実施する必要があります。



☆豆知識コーナー☆

転倒防止の5Sはこれ↓

- ①「整理=SEIRI」
不要物は撤去！
何を捨てる？
- ②「整頓=SEITON」
決めた場所に戻す！
- ③「清掃=SEISO」
作業場所の油や水分除去！
- ④「清潔=SEIKETSU」
清掃状態を保持しよう！
- ⑤「照明=SYOUMEI」
最後の[S]は照明の確保！

編集後記

令和3年の転倒災害は過去最多となりました。これをやれば防げるといった対策はありません。各事業場に適した設備改善と不安全行動を少なくすることが無災害の近道となります。（健康安全課）



秋田の冬は 転ばない

おっとっと！
Safe! Safe!

ニット帽

(転倒時の緩衝)

足元点灯

(ネックライトにすると
両手フリーで更に有効)

手袋着用

(転倒時の緩衝)

平面着地

(のように歩行)

少し前傾姿勢

(足元すくわれるのを防ぐ)

(リュックなどで)
両手フリー

**滑りにくい靴
の着用**

**ちょっとだけ
小幅で歩行**

転倒注意



危険箇所への
「見える化」
掲示もお願い
します

転倒防止動画が視聴できます

▼秋田労働局公式YouTube動画▼

『雪と労働災害～転倒災害を防ぎましょう！』
社員の安全教育などに、ご活用ください。



秋田ではたらく

L a b

STOP! 転倒災害



秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム

秋田の冬は



転ばない

転倒災害防止キャンペーン
令和4年12月～令和5年2月

ニット帽

(転倒時の緩衝)

少し前傾姿勢

(足元すくわれるのを防ぐ)

足元点灯

(ネックライトにすると
両手フリーで更に有効)

(リュックなどで)
両手フリー

手袋着用

(転倒時の緩衝)

**滑りにくい靴
の着用**

平面着地

(のように歩行)

**ちょっとだけ
小幅で歩行**

STOP! 転倒災害



秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム



これで秋田の冬は転ばないはず

～転倒しないor転倒してもケガをしにくい対策～



1. ニット帽など帽子の着用で、万が一転倒した時にすり傷（擦過傷）等の予防になります。
2. ほんの少し前傾姿勢を保つことで、足元をすくわれて後頭部を強打するケガを防げます。
3. リュックサックやショルダーバッグを使用することで両手に物を持たない状態にして、体のバランスを保ちやすくなります。
4. 足元をライトで照らすことで、暗い通路でもくぼみや段差等が確認できて転倒防止につながります（ネックライトやヘッドライトを装着すると両手フリーになってより効果的）。
5. 手袋の着用は帽子と同様に、万が一転倒した時のすり傷（擦過傷）等の予防になります。
6. 転倒防止対策の基本対策として、冬期間は滑りにくい靴を着用しましょう。
7. 歩行時にかかとから着地すると滑りやすくなりますので、靴底全体で着地するようなイメージで歩いてみましょう。
8. 大股で歩くと、ツルっとした時バランスを崩しやすくなります。いつもよりほんの少し歩幅を小さくして歩いてみましょう。



左の二次元コードから動画が視聴できます

▶ 転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
（厚生労働省リンク）

約3分間のYouTube動画です。体操は足腰の筋力がなどが鍛えられ継続した取組が効果的です。



左の二次元コードから動画が視聴できます。

▶ 『雪と労働災害～転倒災害を防ぎましょう！』
（秋田労働局公式YouTube動画）

社員の安全教育などに、ご活用ください。



左の二次元コードから資料がダウンロードできます。

▶ 転倒災害防止用【注意表示板】
（秋田労働局HP「STOP!転倒災害プロジェクト」）
事業場内の転倒危険箇所に掲示して下さい。



! 3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

職場での **転倒** にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

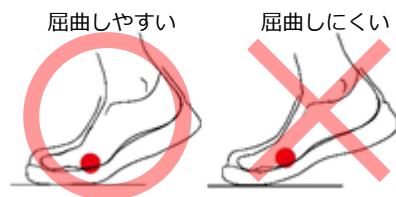
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

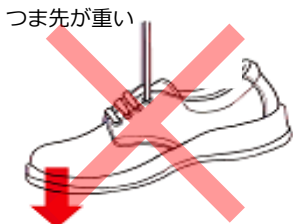
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

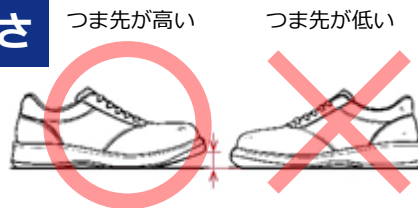
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

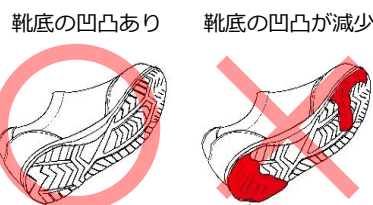
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



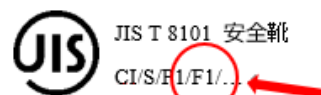
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



■かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■耐踏抜き性

釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒

検索



先芯がいない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。
先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。
その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。
その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■ 作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



■ 作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■ 床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



■ 滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→運搬と通路改善
 - ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
 - ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/
株式会社シモン	0120-345-092	https://www.simon.co.jp/contact/
日進ゴム株式会社	086-243-2456	http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html
株式会社ノサックス	082-425-3241	www.nosacks.co.jp
株式会社丸五	086-428-0232	https://www.marugo.ne.jp
ミズノ株式会社	0120-320-799	https://sports-service.mizuno.jp/btob_service
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	https://midori-fw.jp/

エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

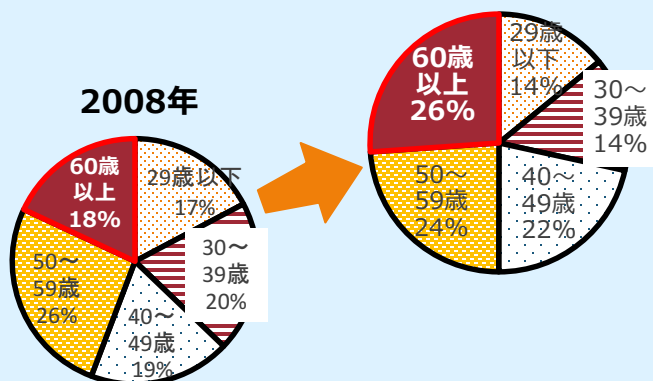


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年

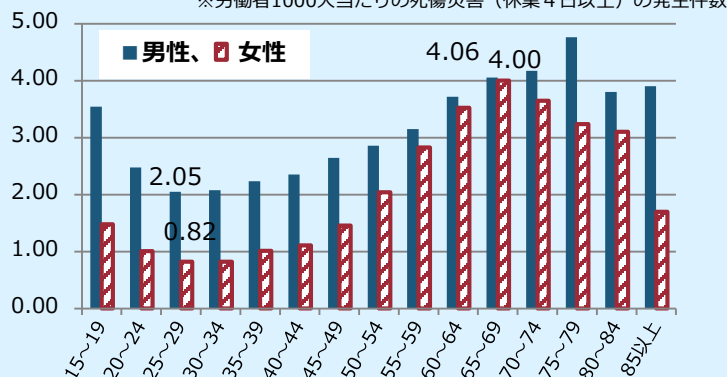


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

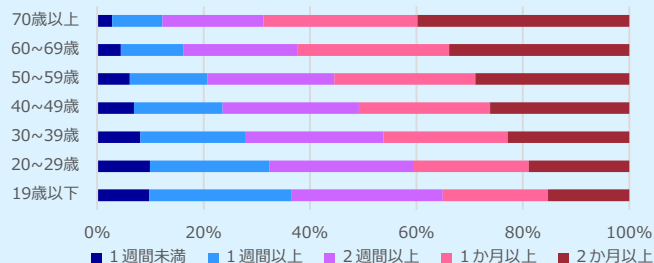
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

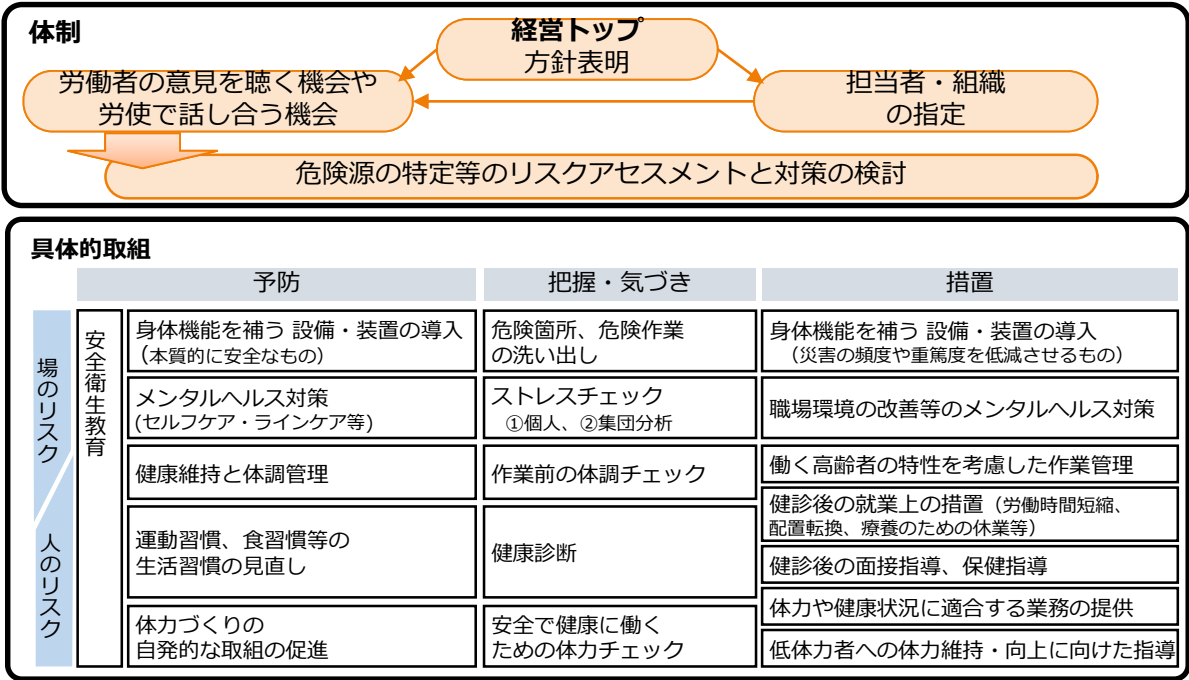
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

- ア 経営トップによる方針表明と体制整備
- ・ 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
 - ・ 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
 - ・ 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



- ✧考慮事項✧
- ・ 高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

- イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ・ 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
 - ・ リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

- ✧考慮事項✧
- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
 - ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

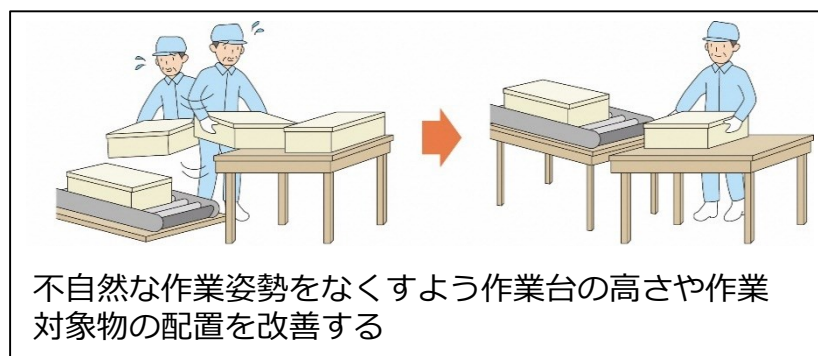
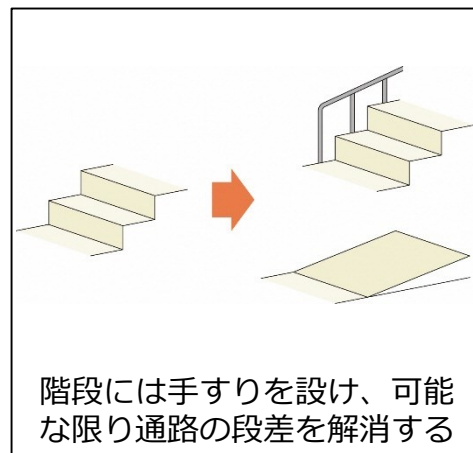


2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

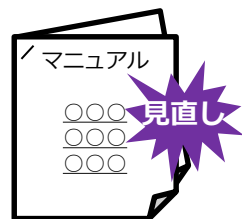
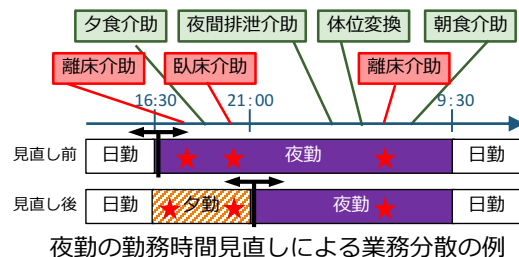
(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

❖ 対策の例 ❖

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

❖ 考慮事項 ❖

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 閉眼片足立ち（動的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

体力チェックの一例 詳しい内容は→



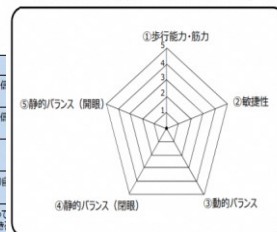
II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人によつからず、よけて歩けますか		点	下位の評価値で決まる	① 歩行能力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早いですか				③ 動的バランス
4. 歩行中、小さな段差に足を引っかいたとき、すぐに次の足が出ると思いますか		点	下位の評価値で決まる	④ 静的バランス（閉眼）
5. 片足で立ったまま転下を避けることができると思いますか				⑤ 静的バランス（開眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、連続歩行で簡単に歩くことができますか				⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか		点	下位の評価値で決まる	⑦ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずにどのくらい立っていられますか				⑧ 動的バランス
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか				⑨ 静的バランス（開眼）

合計点数	評価値
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を軸記し線で結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入）



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿考慮事項✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿考慮事項✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿考慮事項✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

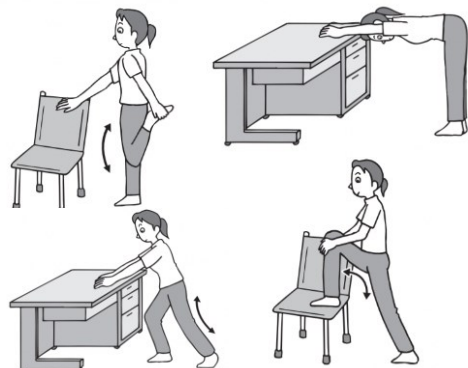
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>



国による支援等（令和3年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和3年6月11日～10月末）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

対象者 60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者

補助額 補助率2分の1、上限100万円

対象経費 高齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費

- 事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します
(全ての申請者に交付されるものではありません)
- 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります

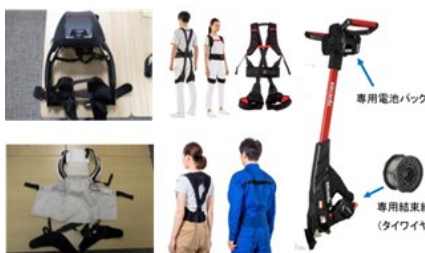
※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



高齢労働者安全衛生対策機器実証事業

安全衛生対策を実証しその結果をまとめていますので、今後の安全衛生対策にぜひご活用ください。

■腰痛リスク低減対策（3件）



■安全表示に関する取り組み



■転倒防止に関する取り組み



※令和2年度の実証内容等の実証事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課
技術管理部指導課
技術管理部
教育支援課
技術管理部

03-3452-6366 (製造業等関係)
03-3453-0464 (建設業関係)
03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

